

佐野地域雇用開発計画

令和 2 (2020)年 10 月
栃 木 県

目次

はじめに	1
第1 雇用開発促進地域の区域	2
1 計画区域	2
2 地域の概況	2
3 雇用開発促進地域の要件	4
(1) 自然的経済的社会的条件	4
(2) 地域の求職者及び求人状況	4
第2 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項	5
1 労働力人口	5
2 就業構造	5
3 求人数・求職者数・求人倍率	6
第3 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項	7
第4 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項	7
1 地域雇用開発の促進のための措置	7
(1) 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項	7
(2) 職業能力開発の推進に関する事項	7
(3) 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項	8
(4) 各種支援措置の周知徹底に関する事項	8
(5) 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項	8
2 地域雇用開発の促進に資する本県及び当地域市町の取組	8
第5 計画期間に関する事項	10

はじめに

本県では、「とちぎ産業成長戦略」（平成 28（2016）年 3 月策定）において、産業の振興を確かなものにし、県民生活や地域経済の安定を実現していくためには、雇用の安定は不可欠とし、そのため、関係機関の連携を強化し、若年者をはじめ、障害者や高齢者、女性などを含めた幅広い求職者に対して、それぞれの課題に対応した支援施策に取り組むこととしている。

本県産業は、自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境の 5 つの重点振興産業分野を中心とした多様な「ものづくり産業」の集積と優れた技術力の集積を「最大の強み」としているが、その一方で、輸出型産業のウェイトが高く、景気変動による影響を受けやすい産業構造となっている。

併せて本県では、平成 16（2004）年のいわゆる労働者派遣法の改正の影響などもあり、非正規就業者が増加する傾向を見せ、更にはリーマンショック以降、輸出型産業を中心として大規模な雇止め等が行われ、他県に比べて急速な有効求人倍率の低下が見られた。その後緩やかな改善基調であったが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、経済や雇用情勢に大きな影響を与えている。

佐野公共職業安定所管内の令和 2（2020）年 6 月の有効求人倍率は 0.72 倍（原数値）で、全国平均を下回る本県の有効求人倍率 1.00 倍（季節調整値）を更に下回っており、雇用機会の拡大を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、地域雇用開発促進法（昭和 62（1987）年法律第 23 号）第 5 条第 1 項に基づき、国の地域雇用開発の促進に関する指針を踏まえて「佐野地域雇用開発計画」を策定し、関係機関と連携しながら地域の雇用開発に取り組んでいくこととする。

第1 雇用開発促進地域の区域

1 計画区域

佐野地域雇用開発計画において、雇用開発促進地域とする区域は、佐野公共職業安定所が管轄する1市である。

〔計画区域〕

対象地域	公共職業安定所名	市町名
佐野地域	佐野公共職業安定所	佐野市



2 地域の概況

【位置、地勢】

当地域は、関東平野の北端、栃木県の南西部の東京中心部から70キロ圏内に位置し、地形的には、北部から北東部、北西部にかけては、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部と西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域となっている。

【産 業】

当地域の農業は、一戸あたりの経営規模が栃木県平均と比較して小さい農家が多く、第二種兼業農家が大部分を占め、米を基幹作物としているが、収益の中心は園芸作物に移りつつある。

また、伝統的な石灰・繊維・鋳物工業中心から、プラスチック製品製造業中心の時期を経て、機械・食品中心へと推移してきている。佐野工業団地、羽田工業団地、田沼工業団地、佐野インター産業団地、佐野田沼インター産業団地、佐野 AWS 産業団地、佐野みかも台産業団地の8つの工業団地を拠点に、基盤整備による産業活性化を推進している。

商業については、市街地を中心にした商業地域に加え、佐野新都市地区に大型商業施設が進出したことにより、新しい商業地域が形成されている。

[産業別生産額]

(単位：百万円、%)

	計画区域		県 計		県全体の構成比 (a/b)
	生産額 (a)	構成比	生産額 (b)	構成比	
第1次産業	3,295	0.7	163,980	1.8	2.0
第2次産業	194,319	43.7	4,306,501	47.1	4.5
第3次産業	244,643	55.0	4,624,833	50.5	5.3
市町内総生産	444,983		9,151,331		4.9

<資料：栃木県「平成29(2017)年度市町村民経済計算」>

※市町内総生産は輸入品に課される税等が控除されているため、構成比の合計は100にならない。

【交 通】

北関東を東西に横断する国道50号と関東地方から東北地方を南北に繋ぐ東北自動車道が交わり、各方面へのアクセスがしやすい交通環境となっている。

鉄道では、東西に走るJR両毛線が佐野市と小山市・足利市方面とを結び、葛生駅を起点とした東武鉄道佐野線は館林市を経て東京へと繋がっている。

また、高速バス新宿線、東京線により首都圏と直接結ばれている。市内には、佐野市街地と新都市を循環する万葉浪漫バスや、市営バスが走り、市民の身近な移動手段となっている。

【人 口】

平成27年国勢調査における人口は118,919人で、県人口の6.0%を占めている。平成22(2011)年から平成27(2015)年までの5年間で県全体では1.7%減少しているのに対し、当地域は1.9%減少している。

65歳以上の高齢者の人口は33,079人で、28.0%を占めている。高齢化率は県を0.5%下回っており、平成22(2011)年から平成27(2015)年までの5年間で県全体では16.0%増加に対し、12.5%増加にとどまっている。

[人口の推移]

(単位：人、%)

	計画区域			県計		
	平成 22(2011)年 (A)	平成 27(2015)年 (B)	増減率	平成 22(2011)年 (A)	平成 27(2015)年 (B)	増減率
人口	121,249	118,919	▲1.9 *	2,007,683	1,974,255	▲1.7 *
うち 65 歳以上 (高齢化率)	29,394 24.4	33,079 28.0	12.5 * 3.6 **	438,196 22.0	508,392 25.9	16.0 * 3.9 **

<資料：総務省統計局「国勢調査（平成 22 年、平成 27 年）」>

<増減率の算出方法>* (B-A) / A, ** B-A

【面積】

面積は 356.04 km² で県土全体の 5.6% を占めている。（令和 2 年全国都道府県市区町村別面積調）

3 雇用開発促進地域の要件

(1) 自然的経済的社会的条件

当地域は、佐野公共職業安定所が管轄する区域であり、地理的に分断されておらず、要件を満たしている。

(2) 地域の求職者及び求人の状況

【求職者割合】

平成 27 年国勢調査における労働力人口は 61,262 人であり、これに対する最近 3 年間に於ける一般有効求職者数の月平均値の割合（求職者割合）は 3.1% である。これは全国平均値 2.8% 以上であり、要件を満たしている。

[求職者割合]

(単位：人、%)

年	一般有効求職者数 (月平均) ①	労働力人口 (H27 国勢調査) ②	求職者割合 (①/②)	求職者割合の 全国平均値 ③
29(2017)年	1,893	61,262	3.1	2.9
30(2018)年	1,905		3.1	2.8
元(2019)年	1,811		3.0	2.8
平均			3.1	2.8

<資料：総務省統計局「国勢調査（平成 27 年）」、栃木労働局調>

【有効求人倍率】

令和元(2019)年度における一般有効求人倍率の平均は 1.00 倍であり、要件を満たしている。

[有効求人倍率]

(単位：人、倍)

区分 年	有効 求人数 ①	有効 求職者数 ②	有効求人 倍率 (①/②)	全国の有効求人倍率			
				実数 ③	③×2/3	比較対象と すべき率	
一般	29(2017)年度	22,564	22,716	0.99	1.54		
	30(2018)年度	23,547	22,858	1.03	1.62		
	元(2019)年度	21,426	21,735	0.99	1.55	1.03	1.00
	平均			1.00	1.57	1.05	1.00
常用	29(2017)年度	13,445	14,335	0.94	1.31		
	30(2018)年度	14,218	13,843	1.03	1.42		
	元(2019)年度	13,291	12,804	1.04	1.39	0.93	0.93
	平均			1.00	1.37	0.91	0.91

<資料：栃木労働局調>

第2 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他の動向に関する事項

1 労働力人口

当地域の労働力人口は61,262人で平成22(2011)年から平成27(2015)年までの5年間で2.8%減少し、県全体の減少率を上回っている。

また、高齢化率では県を0.4%上回っているものの、65歳以上の労働力人口は県全体で28.0%増加に対して24.0%増加と低くなっている。

[労働力人口の推移]

(単位：人、%)

	計画区域			県計		
	平成22(2011)年 (A)	平成27(2015)年 (B)	増減率	平成22(2011)年 (A)	平成27(2015)年 (B)	増減率
労働力人口	63,052	61,262	▲2.8*	1,042,655	1,007,476	▲3.4*
うち65歳以上 (高齢化率)	6,432 10.2	7,976 13.0	24.0*	99,190 9.5	126,938 12.6	28.0*

<資料：総務省統計局「国勢調査(平成22年、平成27年)」>

<増減率の算出方法>* (B-A)/A

2 就業構造

当地域の就業者数は58,152人で県全体の6.0%を占めている。

また、地域内の産業別構成比をみると、県全体の構成比とほぼ同様である。

[産業別就業者数]

(単位：人、%)

	計画区域		県 計		県全体の構成比 (a / b)
	就業者数 (a)	構成比	就業者数 (b)	構成比	
第1次産業	1,589	2.7	53,177	5.5	3.0
第2次産業	20,743	35.7	296,120	30.7	7.0
第3次産業	34,796	59.8	578,864	60.1	6.0
総 数	58,152		963,969		6.0

<資料：総務省統計局「国勢調査（平成27年）」>

※総数には分類不能の職業が含まれるため、産業別構成比の合計値は100にならない。

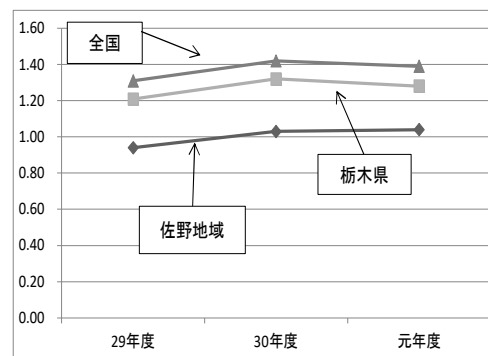
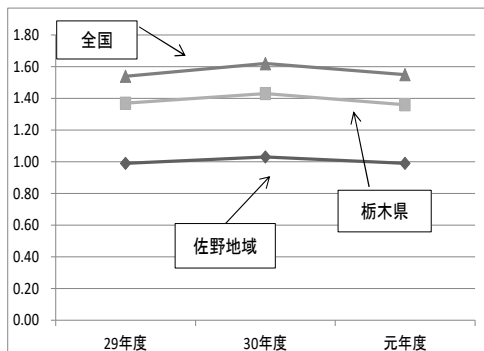
3 求人数・求職者数・求人倍率

県全体における平成29(2017)年度から令和元(2019)年度までの3年間の労働力の需給状況をみると、一般・常用ともに、求人数と求職者数ともに減少傾向にあるが、倍率は一般が徐々に低下している一方で常用は徐々に上昇しており、当地域においても同様の需給状況となっている。

[有効求人倍率（原数値）の推移]

○有効求人倍率（一般）

○有効求人倍率（常用）



<資料：栃木労働局調>

[有効求人倍率等（原数値、一般）の動向]

(単位：人、倍、%)

地域別	計画区域			県 計		
	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
29(2017)年度	22,564	22,716	0.99	500,819	365,864	1.37
30(2018)年度	23,547	22,858	1.03	511,802	357,792	1.43
元(2019)年度	21,426	21,735	0.99	488,558	358,642	1.36
増減率	▲5.0	▲4.3	0	▲2.4	▲2.0	▲0.7

<資料：栃木労働局調>

[有効求人倍率等（原数値、常用）の動向]

(単位：人、倍、%)

地域別	計画区域			県 計		
	有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率
29(2017)年度	13,445	14,335	0.94	292,046	241,583	1.21
30(2018)年度	14,218	13,843	1.03	304,864	230,291	1.32
元(2019)年度	13,291	12,804	1.04	290,843	227,548	1.28
増減率	▲1.1	▲10.7	10.6	▲0.4	▲5.8	5.8

<資料：栃木労働局調>

第3 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

佐野地域の有効求人倍率は、緩やかな上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症等の影響により当地域の雇用環境は厳しいものとなっている。

こうした状況にあつて、佐野地域における雇用開発を促進するため、地場産業の活性化はもとより、地域の特性に合わせ、地域資源を活用した新たな産業の創出や新分野への事業展開、企業誘致等を進めることによって、地域経済を活性化し、雇用の場の拡大を図るとともに、職業能力開発や雇用に関する情報提供等の求職者に対する支援に取り組んでいくこととする。

これらの取組を進めることによって、計画期間内の新規雇用創出数を概ね300人とすることを、佐野地域における雇用開発の目標とする。

第4 地域雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

1 地域雇用開発の促進のための措置

(1) 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

佐野地域の地場産業の活性化を図るため、新事業・新分野展開等を促進するとともに、自然資源を活用した観光関連産業の創出、或いは、地域の特性を考慮した企業誘致等を進めていくこととする。

その際、地域雇用開発助成金制度等をはじめとする助成・優遇措置等の支援、県の研究・開発支援機関との連携による企業支援等により、企業等の事業拡大、雇用拡大を促進するものとする。

(2) 職業能力開発の推進に関する事項

産業技術専門校において、地域の人材ニーズを踏まえた離転職者等の職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練施設への委託により、企業や求職者のニーズを踏まえた職業訓練を迅速、効率的に実施するなど、職業能力開発に取り組むこ

ととする。

(3) 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

栃木労働局や佐野公共職業安定所との連携を図りながら、地域の労働市場の状況や雇用動向の的確な把握に努め、事業所・求職者双方に対する情報の提供を積極的に行うとともに、企業の雇用ニーズ、求職者の適性・能力及び就職希望条件等について、きめ細かな相談を実施するなど労働力需給の円滑なマッチングに努める。

特に、産業技術専門校において、巡回就職支援指導員による訓練生の早期就職を支援するほか、とちぎジョブモールの巡回相談・セミナー等により、きめ細かいサービスを提供するものとする。

(4) 各種支援措置の周知徹底に関する事項

地域雇用開発を促進するために講じられる各種助成・優遇措置等については、各種メディアやイベント等を有効に活用するほか、県や関係市町、栃木労働局、佐野公共職業安定所の広報誌やホームページの活用などにより、企業や求職者に対して広く周知を図り、積極的な活用が図られるよう努めるものとする。

(5) 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域雇用開発の推進にあたっては、積極的な情報提供等を行うことにより、その方向性について共通の認識を形成し、関係市町、栃木労働局、佐野公共職業安定所、経済団体等の地域における関係者と連携しながら、地域雇用開発を効果的に推進していくこととする。

2 地域雇用開発の促進に資する本県及び当地域市町の取組

【産業振興】

○グローバル競争や地域間競争が激化する中、本県産業の競争力強化と地域経済の活性化を図るため、自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境を重点振興分野に特定し、産学官金で構成する協議会の事業を核として、ネットワーク形成を始め、人材育成、研究開発、販路開拓などの各種支援を実施している。

特に佐野地域においては、プラスチックや金属製品、砕石、石灰などの製造業が集積しており、県南技術支援センターによるこれらの企業への技術開発・新製品開発等に対する支援を行っている。

○全国有数のものづくり県であるとともに豊かな農産物や豊富で良質な水に恵まれ首都圏の食料供給基地として発展してきたことから、本県のもつ“食”のポテンシャルを最大限に活かし“食”をテーマに地域経済が成長・発展し、活力あふれる“フードバレーとちぎ”を目指す取組を全県を挙げて推進している。

○Society5.0 実現が推進される中、未来技術など新たな技術や製品・サービスを活

用した産業が、次の時代の成長をけん引することが予想されることから、本県産業の持続的な発展を実現するため、ベンチャー企業の創出や未来技術の社会実装の促進、人材の育成などにより、次世代産業の創出・育成に取り組んでいく。

【企業立地促進】

○首都圏及び関西圏において、優れた立地条件を積極的にPRするため、「とちぎ企業立地・魅力発信セミナー」を東京及び大阪で開催しているほか、栃木県企業誘致・県産品販売推進本部を設置し、栃木県東京事務所及び栃木県大阪センターで企業誘致活動を展開している。

○新たな雇用を創出し、地域経済の活性化に資するよう、本県に本社、研究所及び向上等の新たな立地を図る企業や工場新增設等の設備投資を図る期立地企業に対し、補助金等の助成制度を設け支援している。

【経営支援】

○円滑な資金調達支援による中小企業者の経営の安定化、県内産業の競争力強化と地域経済の活性化を図るため、創業や新事業の開拓、研究開発、新規立地等を対象とした制度融資を実施している。

○「自動車産業」「航空宇宙産業」「医療機器産業」「光産業」「環境産業」における製品、装置、部品の製造又は加工等の実施に必要な運転資金又は設備資金を対象とした融資を実施しており、5つの特定産業分野の重点的な振興を図っている。

【就業促進】

○栃木労働局等関係機関と密接に連携し、県内企業における人材確保を促進するため、求人企業合同説明会等を開催するほか、国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を活用した「とちぎWORKWORK 就職促進プロジェクト」等により、UIJターン就職の推進を図っている。

○若年者をはじめ中高年齢者や障害のある方などの就職支援のため、「とちぎジョブモール」を運営し、就職活動に向けての様々な相談から個々の能力や特性を踏まえたキャリアカウンセリング、職場定着までをワンストップで支援するとともに、各種セミナーなどを実施している。

○障害者の雇用と就労の促進を図るため、2週間程度の就労体験の機会を提供する障害者就業体験事業を実施するほか、障害者雇用優良事業所等への知事表彰など各種普及啓発に取り組んでいる。

○産業技術専門校において、ものづくり分野の職業訓練のほか、地域内で比較的求人需要が堅調であり、就業につながることを期待できる介護分野の人材育成等にも取り組んでいる。

○県内企業の働き方改革関連法への適切な対応や育児・介護休業制度の整備、勤務時間短縮等の措置など働きやすい職場環境づくりを推進し、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」に配慮した労働環境の整備やパートタイムから正社員への転換制度など働き方の見直しに関する取組について、栃木労働局など関係機関

と連携し、情報提供や普及啓発に取り組んでいる。

【観光振興】

本県の更なる観光振興を図るため、県が今後5年間に取り組むべき施策の方向性を明らかにするとともに、県、市町、観光事業者、観光関係団体、県民等が互いに協働して取り組むための新たな指針として、平成28(2016)年3月に「とちぎ観光立県戦略」を策定した。(平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5ヶ年計画)

また、栃木県ならではの魅力で国内外の多くの人を惹き付け、県内各地に呼び込み、また訪れたい観光地として選ばれる観光立県とちぎの実現のため、「観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例」を平成29(2017)年4月から施行し、オール栃木体制で観光の振興に取り組んでいる。

現在、「国内誘客の推進」「海外誘客の強化」「観光客の受入態勢の整備」「地域主体の観光地づくりの促進」に係る17の重点プロジェクトを推進し、国内外からの観光客や観光消費額の増加を図っている。

第5 計画期間に関する事項

本計画の計画期間は、厚生労働大臣の同意を得た日から令和5(2023)年9月末日とする。